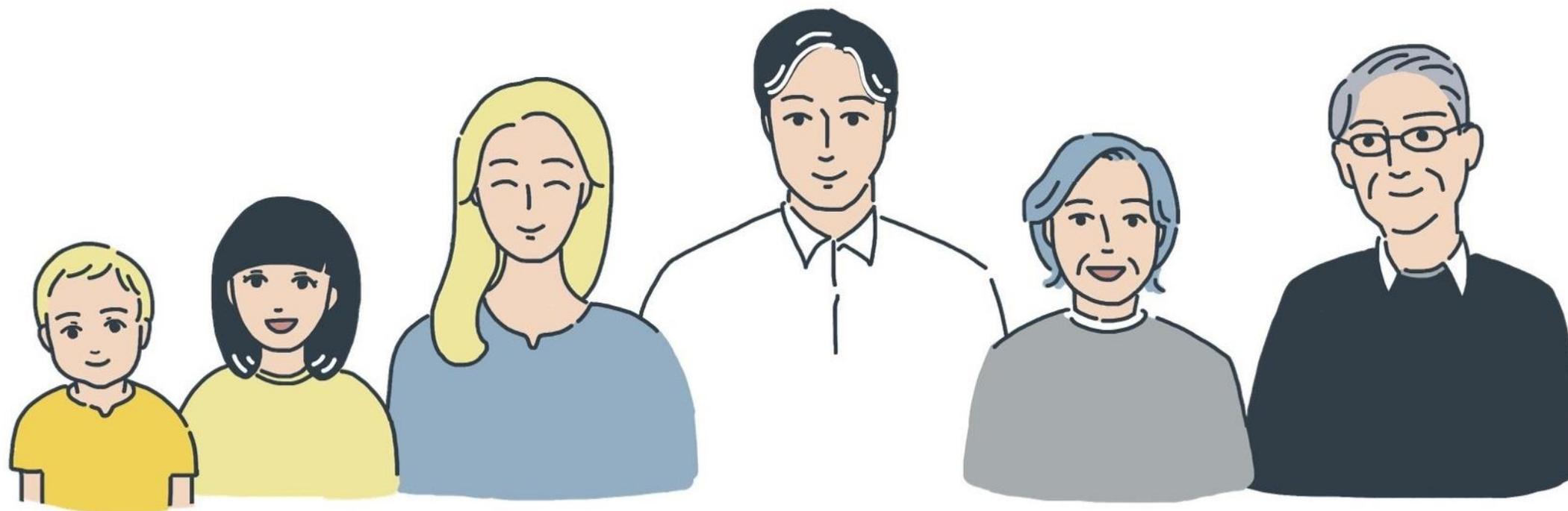


石岡未来会議オンライン



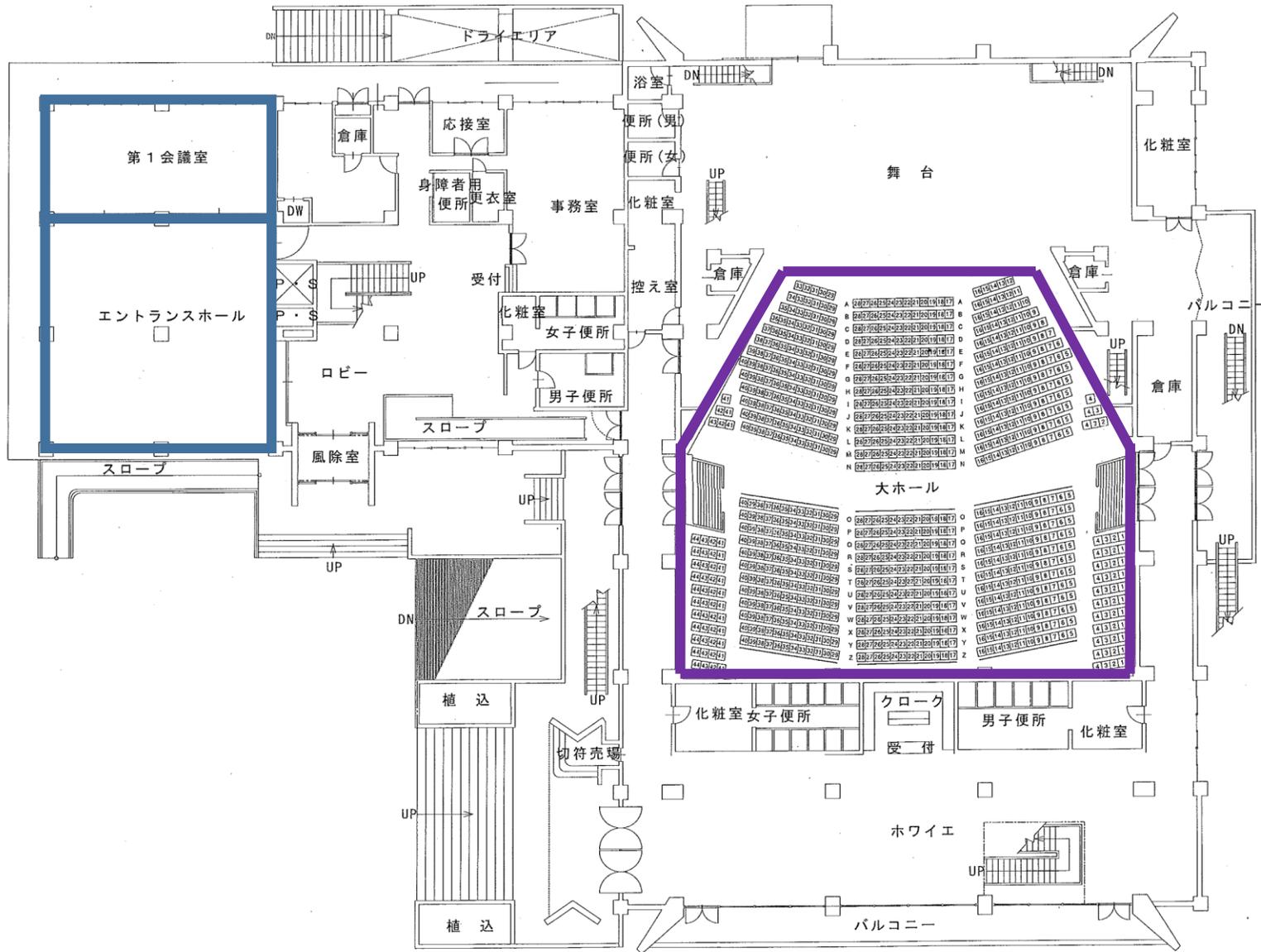
第2回 育てたい石岡の文化について考えよう～旧石岡市民会館のあらし～
日にち 11月14日（土）

旧石岡市民会館の施設機能

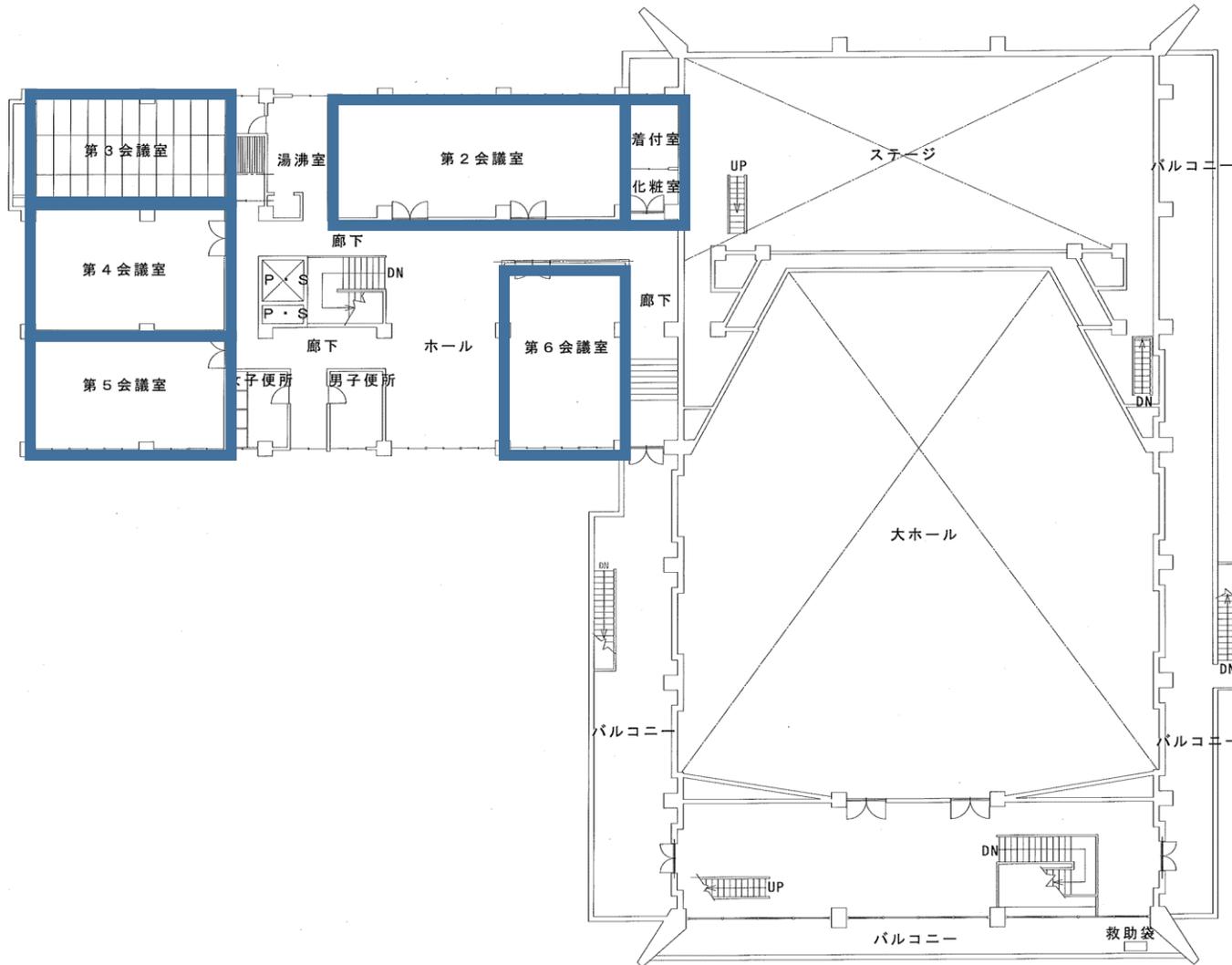
○施設構成 ⇒ オーデトリウム棟 + 管理棟

- オーデトリウム棟 → 大ホール

- 管理棟 → 会議室

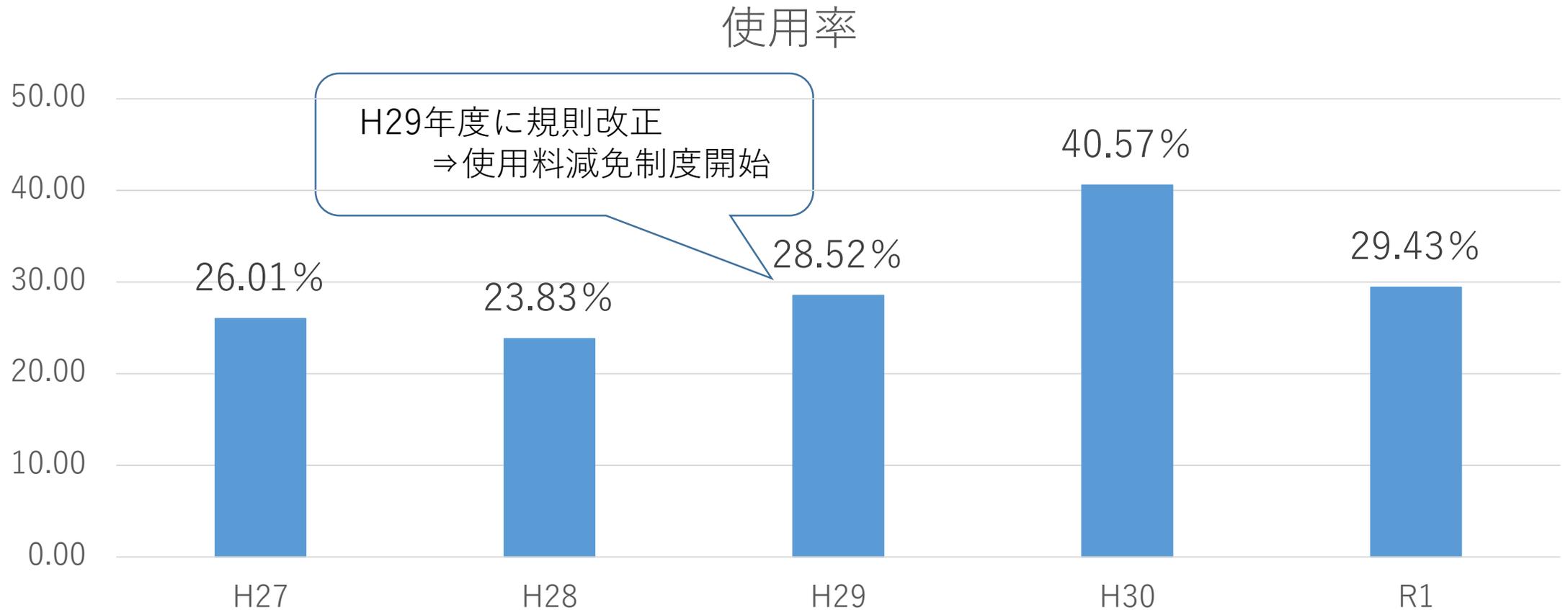


会議室等名	収容人数
エントランスホール	100名
第1会議室	50名
大ホール	968名



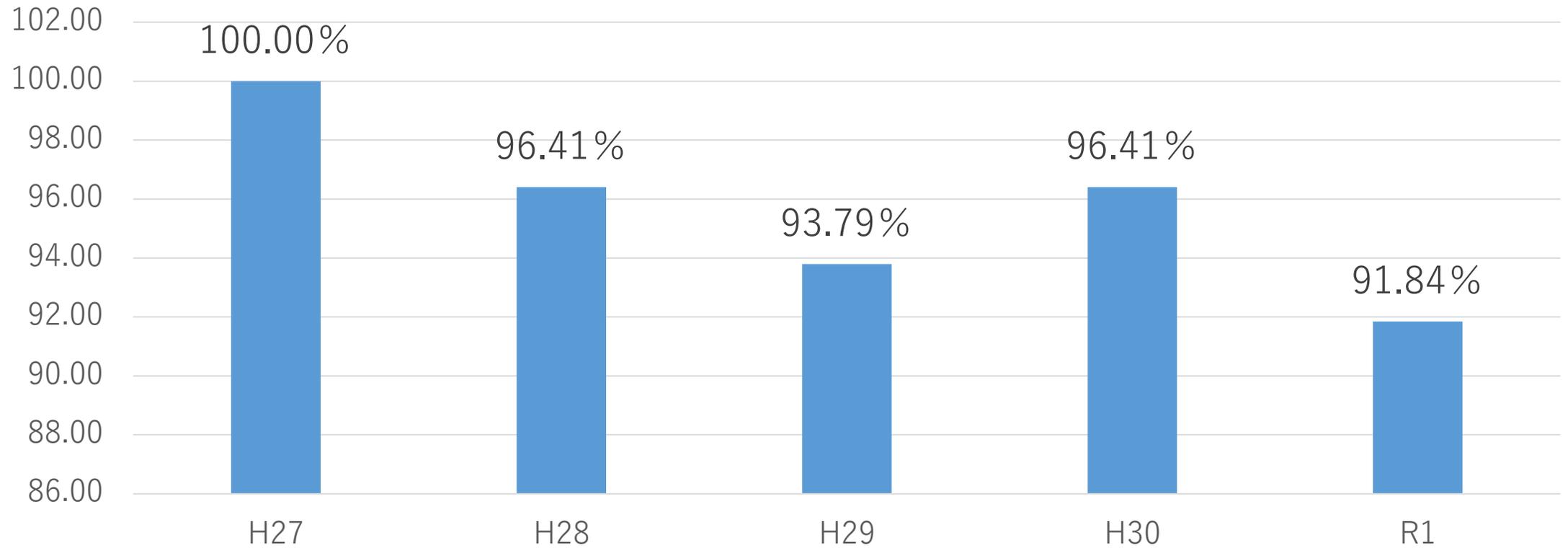
会議室名	収容人数
第2会議室	60名
第3会議室 (和室)	60名
第4会議室	25名
第5会議室	25名
第6会議室	25名
着付化粧室	10名

旧市民会館（オーデトリウム棟）の使用率



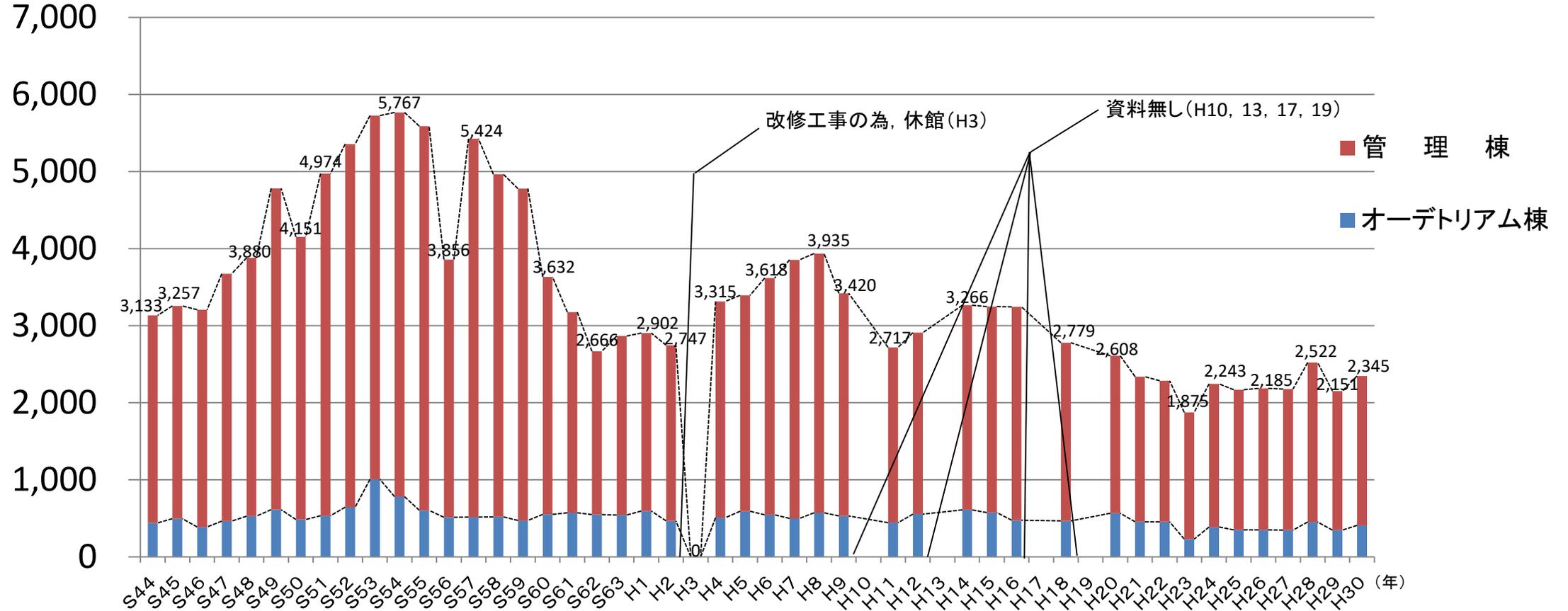
旧市民会館（管理棟）の使用率

使用率



市民会館利用回数推移

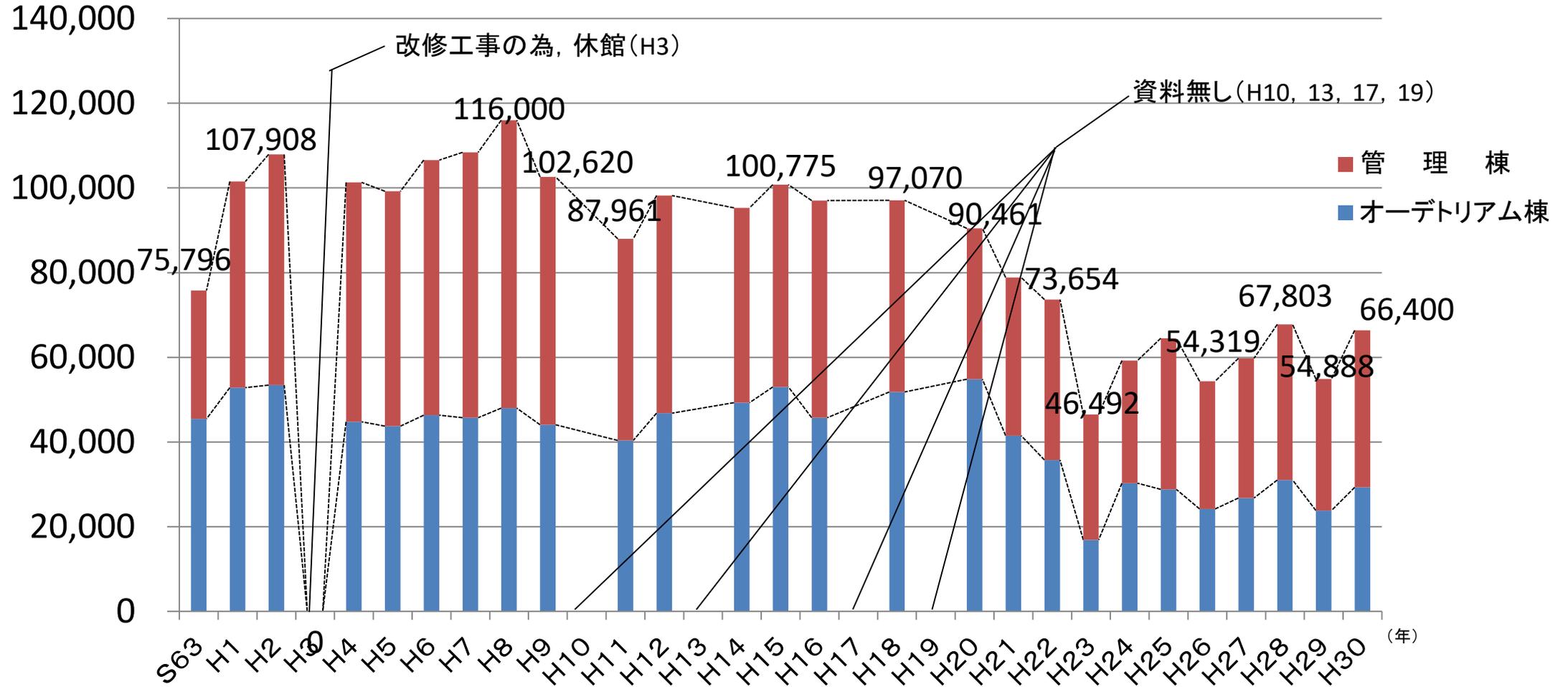
(単位:回)



出典：石岡市「事務に関する説明書」(S44～H30)

市民会館利用人数推移

(単位:人)



出典：石岡市「事務に関する説明書」(S44～H30)

旧市民会館の主な利用団体と目的

- オーデトリウム棟

- 利用団体：イベント会社，企業，文化協会，小中高学校等

- 利用目的：コンサート，各種講演会，発表会，吹奏楽の練習

- 管理棟

- 利用団体：企業，各種同好会

- 利用目的：会議，講習会，検定試験

市内の類似施設

- ホール機能と会議室機能を持つ市内の施設

< 八郷地区 >

中央公民館

< 石岡地区 >

ひまわりの館

中央公民館

●所在地：柿岡5680番地1

●建築年度：1982年度

●延床面積：3,409.33㎡

室名等	収容人数	午前	午後	夜間
大講堂	590名	22,000	28,600	28,600
第1講座室	20名	2,750	3,300	3,300
第2講座室	100名	4,950	6,600	6,600
第3講座室	25名	2,750	3,300	3,300
第4講座室	25名	2,750	3,300	3,300
第1研修室（和室）	20名	2,750	3,300	3,300
第2研修室（和室）	20名	2,750	3,300	3,300
会議室	20名	4,950	6,600	6,600

中央公民館



ひまわりの館

- 所在地：大砂10727番地6
- 建築年度：1999年度
- 延床面積：5145.72㎡

室名等		午前	午後	夜間	全日
ふれあいホール (300名収容)	全体	4,190	5,230	5,230	12,570
	片側	2,090	3,140	3,140	7,320
介護研修室	全体	2,090	3,140	3,140	7,320
	片側	1,040	1,570	1,570	3,140
料理教室		2,090	3,140	3,140	7,230
茶室		1,040	1,570	1,570	3,140
ふれあい工作室		2,090	3,140	3,140	7,320

ひまわりの館



多目的ホール（メロディアスホール）



室名等	席数	面積	午前	午後	夜間	
多目的ホール （メロディアスホール）	60席	104m ²	1,680	2,240	1,960	テーブル20台、 イス60脚、プロ ジェクター、 スクリーン、 音響機器設備

旧市民会館

- 所在地：総社一丁目2番5号
- 建築年度：1967年度
- 延床面積：4,621.30㎡

○ホール使用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
入場料なし	平日	7,700	11,000	15,400	30,800
	土・日・祝	11,000	16,500	23,100	46,200
入場料あり	平日	14,300	20,900	28,600	57,200
	土・日・祝	20,900	31,900	28,600	85,800

旧市民会館

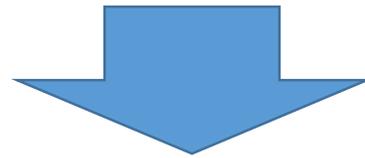
○管理棟使用料

室名等	収容人数	午前	午後	夜間
エントランスホール	100名	1,100	1,210	1,430
第1会議室	50名	1,100	1,210	1,430
第2会議室	60名	1,650	1,870	2,200
第3会議室（和室）	60名	1,100	1,210	1,430
第4会議室	25名	770	880	990
第5会議室	25名	770	880	990
第6会議室	25名	770	880	990
着付化粧室	10名	330	380	440

ところで…

今日紹介している施設について、「ホール機能や会議室機能を持つ施設」として、「すべて同じもの」と思われがちですが

実は…



それぞれ建てられた目的が異なります。

旧市民会館について

○石岡市民会館条例（※令和2年9月30日をもって廃止）
（設置）

第1条 市民の文化教養及び福祉の増進に寄与するため石岡市民会館(以下「市民会館」という。)を設置する。

ひまわりの館について

○石岡市ふれあいの里石岡ひまわりの館条例
(設置)

第1条 本市における高齢者，障害者等の福祉事業の効果的運営と組織的活動を推進し，市民の健康増進，娯楽，教養のための便宜を供与するため，ふれあいの里石岡ひまわりの館(以下「ひまわりの館」という。)を設置する。

中央公民館について

○石岡市公民館条例

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条第1項の規定に基づき、石岡市公民館(以下「公民館」という。)を設置する。

~~~~~

※参照) 社会教育法 第五章 公民館 (第二十条～第四十二条)

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

# 中央公民館について

## (公民館の事業)

第二十二條 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

## (公民館の運営方針)

第二十三條 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

- ...歴史文化財・観光施設
- ...公共施設など



# 石岡 遊覧マップ

Ishioka sightseeing map

